

江陽指定居宅介護支援事業所利用契約書

(指定居宅介護支援)

ご利用者_____様（以下「甲」という。）と事業者 株式会社 江陽（以下「乙」という。）は、乙が提供する指定居宅介護支援（以下「サービス」という。）の利用に関して、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

二 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1)利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2)当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3)提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上の留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4)居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5)その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1)利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2)居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3)利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、岩手県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

二 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

二 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第一項のサービス実施記録を閲覧できます。

三 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。その場合には実費を負担いただきます。

1枚につき：10円

四 第12条一項から三項の規定により、利用者または事業者が解約を文

書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、居宅介護支援重要事項説明書にある通りです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

二 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

三 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

四 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1)利用者が介護保険施設に入所した場合

但し、介護保険施設を退所後引き続き在宅生活の継続が可能と見込まれ、加えて利用者が事業所の居宅支援サービスの提供を引き続き希望する場合、施設入所中は休止とする。

(2)利用者の要介護認定区分が、非該当・要支援と認定された場合

(3)利用者が死亡した場合

(個人情報保護・守秘義務)

第13条 事業所は、あらかじめ定めた個人情報に関する基本方針（別紙1）に基づき、居宅支援サービスを提供するに必要な情報を収集致します。必要な情報とは、認定調査票、介護認定審査会の判定結果、主治医意見書等を指します。

二 事業者、介護支援専門員および事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。（介護保険サービスにおけるサービス調整会議は除く）この守秘義務は契約終了後も同様です。

三 事業者は、第2項で定めた以外に利用者の情報を用いる場合は予め文書で同意を得るものとします。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(利用者の責務)

第18条 利用者は、入院加療が必要となった場合、入院医療機関へ担当介護支援専門員の氏名等を伝えることを責務とします。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(本契約に定めのない事項)

第20条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

二 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(高齢者虐待防止)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、(別紙3)に基づき、措置を講じます。

(身体拘束廃止)

第22条 サービスの提供にあたり、（別紙2）に基づき、身体拘束は原則行いません。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。ただし、身体拘束を早期に解除できるよう措置を講じます。

（業務継続計画）

第23条 事業者は大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画を策定し実施します。

（別紙1）

個人情報保護に関する基本方針

株式会社江陽（以下「当社」という。）は、当社役職員が、当社が運営する介護保険サービス事業並びにこれに関連する業務（以下「事業」という）を行うにあたり、取り扱う個人情報について、その取得に際してご利用者様から同意を頂いた目的の範囲内で利用します。

また、その保有期間中は、適切な管理に努め、ご利用者様の権利、利益を保護することを社会的責務と認識します。

以上の認識のもと、当社役職員は、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. 個人情報の取り扱いに関する法令や規律の遵守

当社は、事業を行うにあたり、個人情報保護に関する法律および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、その他の規範を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。

2. 個人情報の取得について

当社が個人情報を取得する際には、利用目的を明確にし、適法かつ公正

な手段によって、個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用について

当社は、取得した個人情報を利用目的の範囲内で、適切に利用します。

4. 個人情報の提供について

当社は、原則として、個人情報を第三者（＊1）に開示、提供及び預託することはありません。ただし、介護(介護支援)、介護報酬請求、行政機関等からの要請、学術研究等公共的要素により個人情報を第三者にて提供するときは、法令上必要な措置を講じます。

（＊1）：第三者とは、利用者及び当社以外をいい、本来の目的に該当しない、または利用者本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をいう。

5. 個人情報の適正管理

当社は、個人情報について、正確かつ最新の状態に保つため、個人情報管理責任者を任命し、紛失・破棄・改ざん及び漏洩等を防止いたします。当社規定を定め、職員、その他関係者はこれを遵守し、個人情報の適正な管理と運用に努めます。

6. 個人情報の開示・訂正等について

利用者ご自身が、個人情報の開示を求められた場合は関係法規に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

7. 問い合わせ窓口について

お問い合わせは、田原ケアセンター事務局（0197-31-2105）までお願いいたします。

(別紙2)

身体拘束廃止に関する指針

1. 目的

本指針は介護保険法における身体拘束禁止規定に基づき、株式会社江陽が運営する各事業所において、身体拘束ゼロを達成するための取り組み及び緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する手続きについて規定することを目的とする。

2. 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない ケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

こと。

③ 一次性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

*身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

3. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束とは、どんな理由であれ心身に苦痛を与えるものであり、たとえ「治す」という視点からはやむを得ないことがあったとしても、「癒す」という視点からは、絶対に行ってはならないのです。本来の介護とは、利用者を「縛る」ことではなく「心を癒す」ためのものなのです。私たちは「心を癒す」ことを目的に、人としての誇りと生きる喜びを回復させる支援の実践を通して、身体拘束ゼロの介護を実施します。

4. 利用者の権利擁護委員会の設置と規定及び職員教育

① 設置の目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 委員の構成

利用者の権利擁護委員は田原ケアセンター・ふじの里ケアセンターの両センターそれぞれの管理者及び主任を委員とする。

③ 委員会の活動

- (1)委員会は年4回開催及び1回の全体研修をし、次の事項を協議する。
 - ・身体拘束廃止に向けた取り組みに関すること。
 - ・職員の教育研修に関すること。
 - ・その他、身体拘束廃止に向けて必要な取り組みに関する事項。
- (2)委員長は必要に応じて臨時の委員会を開催することができる。
- (3)委員会は必要に応じて、委員以外のものを出席させ意見を聴取し、資料を提出させることができる。
- (4)開催の内容について、全職員へ報告及び周知する。

④ 身体拘束廃止の為の職員教育及び研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケア

の励行を図り、職員教育を行います。

- (1)定期的な教育・研修の実施
- (2)新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順によって実施します。

① カンファレンスの実施

各事業所において緊急やむを得ない状況になった場合、各事業所管理者は代表取締役及び利用者の権利擁護委員長に報告する。報告に基づき委員会の開催、身体拘束の必要性について検討する。なお、身体拘束を選択する前に①切迫性②非代替性③一次性の全てを満たしているか検討・確認する

② 利用者・家族等への説明

家族・または身元引受人に対して連絡し面接する。その際、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に基づいて、各事業所管理者及び主任が説明する。

③介護記録への記載

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、介護実施記録にやむを得ず身体拘束を行った理由、身体拘束の様態、時間、心身の状況などを記録する。利用者の権利擁護委員会は身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

④身体拘束の解除

上記③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

<参考>

- 介護保険指定基準における身体拘束禁止規程
 - サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為
 - ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体感や四肢を紐等で縛る。

- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないよう
に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰
ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(別紙3)

高齢者虐待防止に関する指針

1. 目 的

本指針は高齢者虐待防止法に基づき、株式会社江陽が運営する各事業所において、高齢者虐待をしない為の取り組みを規定することを目的とする。

2. 高齢者虐待防止に関する理念

高齢者虐待は、どのような時でも許されるものではなく、尊厳を脅かす大きな問題です。高齢者の尊厳が守られ、自立した生活、その人らしい生き生きとした豊かな暮らしが送れることを目的に実施します。

3.高齢者虐待防止法の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第2条1項）。また、高齢者虐待を養護者による高齢者虐待、及び養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

養介護施設従事者による高齢者虐待

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

2. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4.高齢者虐待防止に関する委員会の設置と職員教育

①設置の目的

- ・施設内での高齢者虐待防止に向けての現状の把握及び改善について検討
- ・高齢者虐待防止に関する職員全体への指導

②委員会について

委員会は、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止を目的とし、一体的かつ効率的に、利用者の権利擁護委員会を設置する。

③委員の構成

利用者の権利擁護委員会は、社内各事業所管理者及び主任にて構成される。

- ・委員長は、委員の互選とし、任期は1年間とする。

④委員会の活動

(1)委員会は年4回及び職員研修2回開催し、次の事項を協議する。

- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止に向けた取組に関し結果について従業員へ周知すること。
- ・職員教育に関するこ。

- ・その他、現状の把握及び防止に向けた取組に関する事項。
- (2)委員長は、必要に応じ臨時の委員会を開催できる。
- (3)委員会は必要に応じ、委員以外のものを出席させ意見を聴取し、資料を提出させることができる。

⑤職員教育及び研修

介護に携わるすべての従業員に対し、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向けた、人権を尊重したケアの励行を計り、職員教育を行います。

- (1)定期的な教育・研修の実施
- (2)新任者に対する権利擁護に関する研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施

5.虐待が発生した場合

1.高齢者虐待が発生した場合の対応

①緊急事態

生命に関わるような重大な状況で、一刻も早い介入が必要

②要介入

放っておくと心身の状況に重大な影響を生じる可能性がある状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要

③要見守り・支援

心身への影響は部分的または顕在化していない状態。介護の知識不足や負担などにより不適切なケアになっていたり、本人の行動・言動から虐待に繋がったりする可能性がある場合など

2.通報について

虐待発生を確認した場合、速やかに上長へ報告するとともに、緊急事態と思われる場合は利用者の保護を優先し、事実確認及び利用者の状況を確認の上、利用者の権利擁護委員会及び会社代表へ報告、場合により市区町村・地域包括支援センターへ通報、状況を整理し記録をする。

- ①緊急事態と判断できる場合、早急に市区町村及び担当地域包括支援センターへ通報・及びご家族への報告及び謝罪をする。
 - ②要介入と判断できる場合、状況について利用者の権利擁護委員会にて精査、利用者のケア及び保護の実施、会社代表へ内容を報告、市区町村等への報告、家族へ報告及び謝罪をする。
 - ③要見守り・支援と判断できる場合、事業所管理者にて現在の状況を確認し、利用者の権利擁護委員会にて精査、場合により市区町村等へ通報、ご家族へ報告及び謝罪をする。場合は、今後発生しない対策を施す。
- 以上の契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自

その1通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

甲 【利 用 者】

住所 : _____

氏名 : _____ (印)

【署名代行者】

住所 : _____

氏名 : _____ (印)

(続柄 :)

【連帯保証人】

住所 : _____

氏名 : _____ (印)

住所 : _____

氏名 : _____ (印)

乙 【事 業 者】

住所 : 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

事業者名 : 株式会社 江陽

代表取締役 及川 健 (印)